

決定した合併協定項目

第7回合併協議会（2頁参照）で決定した主な合併協定項目は次のとおりです。



5

財産及び債務の取扱い

【財産】
行政財産、普通財産については、現行のまま新市に継承する。

旧4町における地方自治法上の財産区については、その運営も含め現行のままとする。

【債務】

土地開発公社所有地については、合併までに各町で可能な限り整理を図る。残った土地先行取得の分は、新市に継承する。

【地方債残高】

普通会計及び特別会計の地方債については、現行のまま新市に継承する。

【財政調整基金・減債基金】

平成16・17年度の財政運営については、従来以上に効率的な予算執行に努めるものとし、新市に継承する。

【特定目的基金】

合併時に、同一目的基金は統合する。
特殊事情のある基金は、使用範囲を限定して新市に継承する。
設置目的（意義）が完了した基金は、合併までに整理する。

21-1

第三セクター等の取扱い

合併までに各町で調整し、民間に移行できるものは移行し、それを踏まえて新市に継承する。

6

議会議員の定数及び任期の取扱い

【議員定数】

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数26人とする。

【選挙区】

新市発足時に限り、市議会議員の選挙区は旧町の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

旧園部町区域	9人	旧八木町区域	7人
旧日吉町区域	5人	旧美山町区域	5人

11

条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により整備する。

◆合併と同時に即時制定し施行させるもの

① 条例 専決処分により施行

② 規則等 職権により施行

◆合併後、逐次制定し施行するもの

① 議案提出権が長くない条例、各行政委員会等の規則等

員会等の規則等

19-1

② 告示、訓令等で、合併時に制定施行が困難なもの等

◆暫定措置として一定の地域に施行するもの

19-1

自治会、行政連絡機構の取扱い

地域振興会は、新市において継続する。

19-7

防災関係の取扱い

防火防災施設整備の制度は新市に引継ぎ、補助基準や負担割合については、新たに作成する消防計画で一元化を図る。

21-1

JR対策の取扱い

現行のまま新市に継承する。
なお、新市においてJR利用増進対策を協議検討する。

14-3

使用料及び手数料等の取扱い

老人福祉センター、保健センター使用料については、各施設の規模と設備等が異なる状況から、現行のまま新市に継承する。

19-4

人権啓発の取扱い

隣保館等のうち、新市のコミュニティ施設として位置付ける施設については、各施設の事情を尊重しながら新市に継承し、地元要望等により、払い下げ可能な施設については、新市移行時までに各町において移管する。

19・11 国民健康保険の取扱い

- ・ 賦課決定（本算定・仮算定）
- ・ 一元化の上、新市に継承する。
- 【税率】
- ・ 保険税の算定の基礎となる税率は、新市において統一する。賦課方式については、現行の四方式から三方式に変更する。医療費の動向を検討しつつ、税率は毎年見直す。
- ・ なお、新税率の適用は、合併の翌年度からとする。

- 【納期】
- ・ 一元化の上、新市に継承する。
- ・ 納期は、10期とする。

- 【保険給付】
- ・ 出産育児一時金については、現行のまま新市に継承する。（30万円）
- ・ 葬祭費については、一元化の上、新市に継承する。（5万円）

19・16 各種社会福祉事業等の取扱い

- 【届け出による慶弔費（葬祭費・結婚祝金）
- ・ 廃止する。
- 【はり・きゅう・マッサージ施術に対する施術費助成】
- ・ 廃止する。

21・3 ① 戸籍、住民登録事務の取扱い

- 【窓口の形態】
- ・ 基本は、総合窓口とする。

- ・ 支所対応については、住民サービスの低下に繋がらないように対応する。

- 【時間外の窓口対応】
- ・ 昼休み、夜間・休日の対応については、現行のまま新市に移行する。
- ・ 延長日を設けて、窓口延長を実施する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 【委員数】
- ・ 新市に1つの農業委員会を設置する。
- ・ 選挙委員定数は30人とする。尚、委員不在の空白期間により住民サービスを低下させないため、4町の農業委員会の選挙委員であった者の内、30人については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定（在任特例）を適用し、新市移行後6ヶ月間を限度として、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- ・ また、議会、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区からの選任委員は、合併後に新たに選任する。

- 【選挙区】
- ・ 旧町ごとにそれぞれ1つの選挙区を置き、各選挙区の選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。

旧園部町区域	9人	旧八木町区域	8人
旧日吉町区域	6人	旧美山町区域	7人

19・27 下水道等の取扱い

- 【流域下水道事業負担金】
- ・ 桂川中流域下水道事業負担金は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ・ 桂川中流域下水道事業については、合併特例法を適用し、合併後10年を超えない期間内に、流域下水道から公共下水道への移行、移管を行う。移行、移管後における事業の建設投資は新市が行い、それ以外の起債償還並びに財産等の詳細な移管方法は、期間内に京都府と協議し決定する。

合併協定項目の決定内容については、紙面の関係上、その一部を抜粋または編集して掲載していますので、ご了承ください。

なお、会議資料については、会議当日に傍聴人に対する閲覧用資料として準備する他、各町役場においても、会議の翌日から閲覧「ペーパー」（有料）することが出来ます。

また、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしておりますので、ご利用ください。

